

政令第 号

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（航空法施行令等の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改める。

- 一 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）第四条
- 二 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）別表第四第五号及び別表第五第五号
- 三 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百二十号）

第一条及び附則第二条

（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部改正）

第二条 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年

政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

## 附 則

この政令は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月二十三日）から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 理由

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。